

第四十回国会 衆議院 建設委員會議録 第十五号

昭和三十七年四月十一日(水曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事加藤 高藏君 理事薩摩 雄次君

理事瀬戸山三男君 理事田村 元君

理事石川 次夫君 理事山中日露史君

理事中島 巖君 幹部健太郎君

理事澤 寛君 金丸 信君

理事丹羽喬四郎君 松田 鐵藏君

理事徳安 實藏君 廣瀬 正雄君

山口 好一君 佐野 憲治君

實川 清之君 坂本 泰良君

三宅 正一君 日野 吉夫君

出席國務大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

総理府事務官 水野 岑君

(首都圏整備委員) 水野 岑君

建設政務次官 木村 守江君

建設技官 山内 一郎君

(河川局長) 山内 一郎君

建設事務官 斎藤 常勝君

(住宅局長) 斎藤 常勝君

委員外の出席者

建設事務官 志村 清一君

(計画局参事官) 志村 清一君

建設事務官 鮎川 幸雄君

(河川局次長) 鮎川 幸雄君

専門員 山口 乾治君

三月二十九日

委員兎玉末男君辞任につき、その補欠として矢尾喜三郎君が議長の名指で委員に選任された。

同日

委員矢尾喜三郎君辞任につきその補欠として兎玉末男君が議長の名指で委員に選任された。

三月二十九日

建築物用地下水の採取の規制に関する法律案(内閣提出第一四二号)(予)

四月二日

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)(予)

四月四日

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(予)

同日二日

押切川を乱川に合流の請願外九件(牧野寛素君紹介)(第三二六九号)

川内市田海、楠元町地内の河川改修工事直轄施行に関する請願(池田清志君紹介)(第三三一九号)

鹿兒島県栗野町地内の河川、道路改修等に関する請願(池田清志君紹介)(第三三〇九号)

同日九日

佐野行田線館林、渡良瀬大橋間等の道路舗装及び拡張に関する請願(笹本一雄君紹介)(第三八〇八号)

は本委員会に付託された。

四月六日

四日市、敦賀間道路の国道昇格に関する陳情書(四日市市長平田佐矩外三十六名)(第六五五号)

公営住宅の付加賃料制度反対に関する陳情書(東京都新宿区百人町四丁目戸山ア・パート三の六十三都管住宅自治会連合原田真雄)(第七一三三号)

二級国道唐津佐世保線の早期整備に関する陳情書(長崎市袋町三十一番地長崎県町村議会議長会長別当勝三)(第七三三八号)

長崎三重港線と瀬戸を結ぶ外海幹線道路の改良工事促進に関する陳情書(長崎市袋町三十一番地長崎県町村議会議長会長別当勝三)(第七三九号)

地方道佐々鹿町江迎線の改良舗装促進に関する陳情書(長崎市袋町三十一番地長崎県町村議会議長会長別当勝三)(第七四〇号)

国土開発縦貫自動車道四国自動車道の予定路線決定に関する陳情書(香川県議会議長大久保雅彦)(第七七六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

建築物用地下水の採取の規制に関する法律案(内閣提出第一四二号)(予)

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(予)

河川に関する件

〇二階堂委員長 これより會議を開きます。

予備審査のため、本委員会に付託になつております建築物用地下水の採取

の規制に関する法律案及び首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

建築物用地下水の採取の規制に関する法律案

建築物用地下水の採取の規制に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 建築物用地下水の採取の規制(第三条―第十条)

第三章 雑則(第十一条―第十六条)

第四章 罰則(第十七条―第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「建築物用地下水」とは、冷房設備、水洗便所その他政令で定める設備の用に供する地下水(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)による温泉及び工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第二条第二項に規定する工業の用に供するも

のを除く)をいう。

2 この法律において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ)が六平方センチメートルをこえるもの(河川法(明治二十九年法律第七十一号)による河川の区域内のものを除く)をいう。

第二章 建築物用地下水の採取の規制

(規制を行なう地域の指定)

第三条 この法律の規定により建築物用地下水の採取を規制する地域は、当該地域内において地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合において、政令で指定する。

2 建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市(特別区を含む。以下同じ)町村の長の意見をきかなければならない。

(建築物用地下水の採取の許可)

第四条 前条第一項の規定により政令で指定された地域(以下「指定地域」という)内の揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、建設省令で定めるところにより、都道府

県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内にあつては、指定都市の長。以下第十五条を除き同じ。の許可を受けなければならない。許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする者も、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が建設省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、水洗便所の用に供する地下水の採取については、他の水源をもつてその地下水に替えることが著しく困難であると認める場合に限り、第一項の許可をすることが出来る。

4 都道府県知事は、第一項の許可に、地盤の沈下を防止するため必要な条件を附することが出来る。ただし、その条件は、その許可を受けた者(以下「採取者」という。)に不当な義務を課することとなるのであつてはならない。

5 建設大臣は、第二項の建設省令の制定又は改廃を行なおうとする場合において、当該建設省令で定める技術的基準に係る指定地域の全部又は一部が工業用水法第三条の政令で定める地域と重複すると

きは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(国又は都道府県の特例)

第五条 国又は都道府県(指定都市の区域内にあつては、指定都市を含む。以下この条において同じ。)が建築物用地下水を採取する揚水設備については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて前条第一項の許可があつたものとみなす。

(経過措置)

第六条 指定地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備でそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が第四条第二項の建設省令で定める技術的基準に適合するものにより建築物用地下水を採取している者は、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び吐出口の断面積により、第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 指定地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備で前項に規定するもの以外のものにより建築物用地下水を採取している者は、当該指定地域の指定の日から起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間内に限り、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前二項に規定する者は、当該指定地域の指定の日から起算して一月以内に、建設省令で定めるところにより、当該揚水設備について、都道府県知事に届け出なければ

ならない。

4 前三項の規定は、第二条第一項の政令又はこれを改正する政令の施行に伴い新たに建築物用地下水となる地下水を当該政令の施行の際現に指定地域内の揚水設備により採取している者がある場合において、当該揚水設備について準用する。この場合において、前二項中「当該指定地域の指定の日」とあるのは、「当該政令の施行の日」と読み替へるものとする。

5 第四条第二項の建設省令を改正する建設省令の施行の際現に指定地域内において改正後の建設省令で定める技術的基準に適合しない許可揚水設備(同条第一項の許可を受けた揚水設備をいう。以下同じ。)(第二項(前項において準用する場合を含む。))の許可揚水設備を除く。)により建築物用地下水を採取している者がある場合においては、当該許可揚水設備に係る同条第一項の許可は、当該建設省令を改正する建設省令の施行の日から起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間を経過した時にその効力を失う。

(氏名等の変更の届出)

第七条 採取者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合において、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の承継)

取者の地位を承継する。

2 採取者について相続又は合併があつた場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前二項の規定により採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の失効)

第九条 採取者がその許可揚水設備につき次の各号の一に該当するに至つた場合においては、当該許可揚水設備に係る第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合においては、採取者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 許可揚水設備により建築物用地下水を採取することを廃止したとき。

二 許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を六平方センチメートル以下としたとき。

三 前二号の場合のほか、許可揚水設備を廃止したとき。

地下水の採取が行なわれている揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該揚水設備による建築物用地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該揚水設備のストレーナーの位置を深くすること、その揚水機の吐出口の断面積を小さくすること、その他その違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることが出来る。

3 都道府県知事は、前二項の規定により処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該処分をすべき者について聴聞を行なわなければならない。

4 都道府県知事は、予想することができなかつた急激な地盤の沈下が生じたため、又は生ずるおそれがあるため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれが著しく、第四条第二項の建設省令で定める技術的基準が改正された場合において、第六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))又は第五項の許可揚水設備による建築物用地下水の採取を放置することができないと認めるときは、当該許可揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を停止するか若しくは当該許可揚水設備を改正後の建設省令で定める技術的基準に適合させるために必要な措置をとることを命ず

ることができると。

第三章 雑則

(土地の立入り)

第十一條 建設大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行なう必要がある場合においては、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとする場合においては、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入りをしてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

6 国又は都道府県(指定都市の区域内にあっては、指定都市。以下この条において同じ。)は、第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

7 前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

らない。

8 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は損失を受けた者、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第十二條 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(報告の徴収)

第十三條 都道府県知事は、この法を施行するため必要がある場合においては、指定地域内において建築物用地下水を採取している者に対して、建築物用地下水を採取するための設備の構造及び建築物用地下水の採取の状況について報告を求めることができる。

(立入検査)

第十四條 都道府県知事は、この法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に、建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所又は当該設備により建築物用地下水を採取する者の事業所若しくは事務所立ち入り、当該設備その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見の申出)

第十五條 都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)は建設大臣に対し、市町村長は都道府県知事に対し、それぞれ当該地方公共団体の区域内における建築物用地下水の採取による地盤の沈下の防止に関し、意見を申し出ることができる。

(国等の援助)

第十六條 国及び地方公共団体は、許可揚水設備により採取される建築物用地下水を使用する設備を地下水を使用しないものに改造することを促進するため、当該改造につき必要な資金のあつせん、技術的助言その他の援助に努めるものとする。

第四章 罰則

(罰則)

第十七條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の許可を受けないうで指定地域内の揚水設備により建築物用地下水を採取した者
- 二 第十条第二項又は第四項の規定による都道府県知事の処分を違反した者

- 一 第六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第七条、第八条第三項又は第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の規定に違反して第十一条第一項の規定による土地

の立入りを拒み、又は妨げた者

- 三 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第二項、第四条第五項、第十一条、第十二条、第十五条、第十八条第二号及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(地盤沈下の著しい地域に関する特例) 2 この法律の施行の日から起算して二月以内に指定地域となつた地域で、その指定の際すでに地盤が著しく沈下しているため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれが著しい地域として政令で定めるもの内において建築物用地下水を採取している者については、第六条第二項中「二年を下らない期間で建設省令で定める期間」とあるのは、「一年(政令で定める区域については、六月)」とする。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の三の次に次の一号を加える。

理由

冷房設備等の用に供するために地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って災害が生じている実情にかんがみ、一定の地域を指定して、当該地域内における建築物用地下水の採取について地盤沈下の防止のため必要な規制を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「施設の施設」の下に「及び増設」を加える。

第二条第五項中「千六百平方メートル」を「千平方メートル」に、「二千平方メートル」を「千五百平方メートル」に、「千平方メートル」を

「八百平方メートル」に改める。

第四条第一項中「新設し」の下に「又は増設し」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当するとき  
は、その用途変更若しくは利用又は床面積の増加は、制限施設の新設とみなす。

一 制限施設以外の施設の利用を  
変更し、又は新たに利用すること  
によつて、その施設を制限施設  
とするととき。

二 一の団地内において作業場又  
は教室の床面積を増加すること  
によつて、その団地内の作業場  
又は教室を制限施設とすると  
とき。

第五条を次のように改める。

第六条第一項中「遊休施設の」を  
「新たな」に改め、「新設」の下に  
「又は増設」を加え、同項に後段と  
して次のように加え、同条第二項か  
ら第六項までを削る。

第二項第二項、第三項又は第五  
項の規定に基づく政令の改正によ  
り制限施設の範囲が拡張された際  
現に工業等制限区域内において施  
行されている工事に係る制限施設  
で、当該政令の改正の結果制限施  
設となるもの新設又は増設につい  
ても、同様とする。

第七条第一項第五号中「新設し」  
の下に「又は増設し」を加える。

第八条第一項第一号及び第二号中  
「新設」の下に「又は増設」を加える。

第九条の見出し中「許可等」を「許  
可」に改め、同条第一項中「又は  
第六条第四項（同条第六項の規定

に基く政令でこれに準ずる条項が設  
けられた場合における当該条項を含  
む。以下同じ。の届出をし」を削  
り、「又は届出に係る」を削る。

に改め、「これと同一の団地内にあ  
る作業場又は教室を含む。」を削  
り、「供している」の下に「又は削  
供しようとしている」を加え、「又  
又は届出をし」を削り、同条第二項  
中「又は第六条第四項の届出を  
し」を削る。

第十条第一項中「新設」の下に「又  
は増設」を加える。

第十一条「新設され」の下に「又  
は増設され」を加える。

第十二条第一項中「第六条第四項  
の規定による届出があつたとき又  
は」及び「届出又は」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 国が制限施設を新設し、  
又は増設する場合においては、当  
該制限施設を管理する行政機関の  
長と知事との協議が成立すること  
をもつて第四条第一項ただし書の  
許可があつたものとみなす。

第十七条第一号中「新設」の下に  
「又は増設」を加える。  
第十八条第一号中「第六条第四項  
又は」を削り、「若しくは」を「又は」  
に改める。

附則  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算  
して六箇月をこえない範囲内にお  
いて政令で定める日から施行す  
る。  
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に工業等  
制限区域内において施行されてい  
る工事（用途変更又は新たな利用  
のための作業を含む。以下同じ。）  
に係る制限施設の新設又は増設に  
ついては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に工業等  
制限区域内において教室をその用  
に供している学校の設置者で、こ  
の法律の施行の日から起算して六  
箇月以内で政令で定める事項を知  
事に届け出たものが、当該教室が  
存していた団地のこの法律の施行  
の際における区域内において当該  
教室の床面積を増加させる場合に  
は、大学の理学若しくは工学系の  
学部又は高等専門学校の用に供す  
る教室については当分の間、その  
他の教室についてはこの法律の施  
行の日から起算して三年以内に限  
り、この法律による改正後の第四  
条第一項の規定を適用しない。

4 附則第二項の規定は、前項の三  
年の期間の経過の際現に工業等制  
限区域内において施行されている  
工事に係る制限施設又は増設につ  
いて準用する。

5 この法律の施行前にした行為に  
対する罰則の適用については、な  
お従前の例による。

理由  
首都圏の既成市街地における工業  
等の制限に関する法律の施行の実績  
にかんがみ、同法による制限を強化  
する必要がある。これが、この法律  
案を提出する理由である。

○二階委員長 まず両案に対する趣  
旨の説明を聴取いたします。建設大臣  
中村梅吉君。  
○中村梅吉君 たいだいま議題と相な  
りました建築物用地下水の採取の規制  
に関する法律案につきまして提案理由  
及びその要旨を御説明申し上げます。  
近年わが国経済の発展に伴い、ま  
して地下水の採取が著しく増大いた  
したため、大阪その他各地におきま  
して地下水水位が異状に低下し、さら  
に地盤の沈下を引き起こしている状  
況にありますが、この地下水の採取の  
大きな部分を占める工業用水の採取に  
つきましては、御承知の通り、昭和三  
十一年に制定された工業用水法によ  
つてその規制が行なわれているのであ  
ります。ところが、最近、経済の飛躍的  
な伸長、市民生活の著しい向上により  
まして建築物用地下水の採取が増大  
し、これがまた各地において地盤の沈  
下をさらに激化している実情にあるわ  
けであります。

たまたま昨年九月第二室戸台風が襲  
来いたしました、各地に災害を発生さ  
せ、特に地盤が沈下している地域にお  
いては人命及び財産に多大の損害を与  
えたことは周知の事実でございますが、  
建築物用地下水の採取が重大な原  
因となつて地盤が沈下し、これに伴  
つて高潮、出水等による災害が生じて  
いることを考えますとき、早急にその採  
取の規制をする必要が痛感されるので  
あります。

このような実情にかんがみまして、  
政府といたしましては、建築物用地下  
水の採取について地盤沈下の防止のた  
め必要な規制を行なうことといたし、  
本法律案を提案することといたしましたの  
であります。以下その要旨を御説明申  
し上げます。

第一に、建築物用地下水の採取を規  
制する地域は、その地域内において地  
下水を採取したことにより地盤が沈下  
し、これに伴つて高潮、出水等による  
災害が生ずるおそれがある場合におい  
て、関係都道府県知事及び関係市町村  
長の意見を聞いて政令で指定すること  
といたしました。

第二に、建築物用地下水の採取を規  
制する地域内において吐出口が六平方  
センチメートルをこえる揚水設備によ  
り建築物用地下水を採取しようとする  
者は、都道府県知事の認可を受けなけ  
ればならないこととし、この場合、知  
事は、建設省令で定める技術的基準に  
適合していると認める場合でなければ  
その許可をしないものとする  
ことといたしました。

第三に、建築物用地下水の採取を規  
制する地域が政令で指定された際、現  
にその地域内の揚水設備で建設省令で  
定める技術的基準に適合しないものに  
より建築物用地下水を採取している者  
は、指定の日から二年を下らない期間  
で建設省令で定める期間をこえては採  
取することができないことといたしま  
した。

なお、この法律の施行の際、すでに  
地盤が著しく沈下しているため、これ  
に伴う高潮、出水等による災害の発生  
のおそれが著しい地域につきまして  
は、猶予期間を特に一年または六カ月  
に短縮することといたしました。

第四に、この法律に違反した者に対  
しましては、許可の取り消し、建築物  
用地下水の採取の制限その他違反を是  
正するため必要な措置をとることを命

じらうといたしました。

以上が、この法律案の要旨であります。

以上が、この法律案の要旨であります。

することができるといふし、予想することができなかった急激な地盤の沈下に伴う災害の発生のおそれが著しい場合においては、建築物用地下水の採取を放置し得ないと認められる限度において必要な措置を命ずることができるといふいたしました。

以上のほか、土地の立ち入り、報告の徴収、立ち入り検査、国等の援助等について所要の規定を設け、この法律の円滑な施行を確保することといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律は、首都における産業及び人口の過度の集中を防止するために、東京都区部及び武蔵野、三鷹両市を工業等制限区域内とし、この区域内においては製造業の営む工場の作業場並びに大学、高等専門学校及び各種学校の教室の一定規模以上のものについては、制限施設として許可を受けなければ新設できないこととしているのであります。昭和三十四年四月施行以来約三年を経過したものであります。

この法律の施行その他人口の過度集中防止の諸対策を実施して参つたのであります。首都の現状を見ますと、依然として人口集中はやまない状況であり、交通難の異常な深刻化を初めとし

て、生活環境の悪化、公共施設の不備等都市過大化による弊害はとみに深刻の度を加えている状況にあります。

これが対策といたしましては、市街地開発区域の整備によって首都に対する産業と人口の流入を防止するとともに、首都人口の分散をはかる一方、工場、学校等の新増設に対する制限を強化して、首都に対する産業及び人口の集中を抑制することがきわめて緊要と考えられるのであります。

この観点から、改正案におきましては、第一に制限施設の規模につきまして、工場の作業場については、従来千六百平方メートル以上であったものを千平方メートル以上に、大学及び高等専門学校等の教室については、従来千五百平方メートル以上に、各種学校については、従来千平方メートルであったものを八百平方メートル以上に、それぞれ引き下げるとともに、以前に制限施設であつたものを再び制限施設にしようとする場合及び許可を受けて制限施設を設けた者がその団地内で拡張しようとする場合には、従来は許可を受ける必要がなかったものであります。これをいづれも許可を受けなければならぬことにしようとするのであります。

第二に、工業等制限区域になつたときに、すでに存していた施設については、従来は、届け出をした場合には、その団地内では、無制限に拡張することができ、また届け出をしなない場合でも拡張分が基準面積に達するまでは許可を必要としなかつたのであります。これを新設の場合と同じように許

可を受けなければならぬことにしようとするのであります。ただし、学校については、教育の公共性を勘案いたしまして、改正法の施行の日から三年間または理工科系の大学及び高等専門学校については、科学技術教育の振興の観点から、当分の間、改正法の施行の日における団地の区域内で施設を拡張する場合においては、許可を必要としないこととしようとするのであります。

第三に、国に対しては、従来は「許可」を「承認」と読みかえて適用されていたのであります。施設を管理する行政機関の長と東京都知事の協議にこれを改めようとするのであります。

以上が改正案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決されるようお願いいたします。

○二階委員長 以上で両案に対する趣旨の説明を終わりました。

○二階委員長 質疑の通告があります。順次これを許します加藤高蔵君。

○加藤(高)委員 建築物用地下水の採取規制法案並びに工業用水改正法案の二つの法律案について一、二点御質問申し上げます。

第一、地盤沈下の問題は、わが国の重要な地域において特に著しい現象であります。ただ、まことに適切な措置と存するものであります。私は本問題に対する政府当局の態度に深い敬意を表する次第であります。しかしながら、ただいま議題となつておりますところの建築物用地下水の採取の規制に関する法律案につきまして、あらためて政府の所信をただしたいと思ひますこと

は、本案は今まで法律で規制していなかった冷房装置、水洗便所などに使用する地下水のくみ上げを規制いたしまして、地盤沈下を防止し、地盤沈下に伴つて生ずる災害から国民の生命、財産というものを守る、保護をはかることを目的とするものであります。具体的には揚水機の吐出口の断面積が六平方センチをこえる揚水設備を規制の対象とする、また既設の揚水設備についても、原則として二年以上で、政令で定める期間を経過した後は使用を許可しない、そして地盤沈下の防止に実効ある措置をしていく、こういうところが本案の骨子であると思つております。従ひまして、私は原則的には本案を了とするものでございますが、この機会に、私はこの法律の施行上問題となると思われる二、三の点につきまして御当局の明快なる御答弁を承つておきたいと思ひます。

まず第一点は、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチ以下の揚水設備は、規制の対象から除外されておりますけれども、六平方センチ以下の揚水設備でも相当量の揚水が可能であることを考えますと、実際に地盤沈下の防止の完璧を期するといふためには、動力を用いる設備はすべて一応は規制の対象として、その上で技術上の基準に照らして許可すべきものは許可するといふのが妥当ではなからうか、かように考へておるのであります。またそれはそれとして規制の対象となる揚水設備の許可水準が第四条第二項におきまして省令にゆだねられておる。この基準の定め方いかんによつては本立法の効果というものが非常に減殺される、あるいは骨抜きになるのではない

かという点も懸念されるのであります。地盤沈下を起している地域、特に沈下のはなはだしい大阪などにおきましては、市民は本案の成立を一日も早く、実際問題といたしまして首を伸べして待つておるというふうな状態でありまして、これは市民の全体が、本案が成立いたしましたれば、大阪においては吐出口の断面積が六平方センチをこえる揚水設備の使用は許可されなくなる、許可の基準というものは当然にこのように定められて、地盤沈下はこれによってとどまるであらうと思つてに理解しておるからであらうと思つるのであります。大阪地方におきまして最近の調査によりますと、二百メートル以上の深いところで沈下現象が顕著になつておることが明らかになつておられます。新潟の場合、特殊な例かも知れないのでありますけれども、あの激しかった地盤沈下の原因となつた井戸は、ほとんどが五百メートル以上の深井戸である、こういうことを考え合わせますと、この技術上の許可の基準をどう定めるかといふことによつて、この法律の効果に大きな差異が生ずることにもなる、かように考えますので、この機会におきまして政府当局の考へておられる許可の基準といふものを、不安を持つておられます大阪あるいは新潟その他の市民の納得のいくような方法を具体的に御示しを願ひたい、かように考へておるわけでありまして、

第二に、附則の第二項の地盤沈下の著しい地域に関する特例についてお伺ひしたいと思つておられます。第六條第二項によりまして、既存の設備は原則として二年内の省令で定める期間で使用できることになつております。

附則の第二項はこれに対する特例として、地盤沈下の著しい地域においては一年、あるいは政令で定める区域については六カ月に短縮することができ、このようになっておるのであります。ことに沈下の激しい大阪の場合におきまして、すでに地盤沈下防止条例というものを制定いたしましたので、すなわちもう下地はできておりますから、私どもの考え方から申しますれば、もっとも短い期間、六カ月にすべきものであるかと考えますし、また六カ月というのに非常に無理な事情がある、また無理な地域があると申しても、これを一カ年ぐらゐの猶予期間にとどめるべきものであると考へておるのであります。この点について政府当局の考へを承りたいと思つておきます。

最後に伺つたところから申しますことは、第十六条の国等の援助の問題であります。大阪におきましては、すでに冷房用水のクリーニング・タワー方式への転換を促進するために、昨年度より府並びに市がおのの一億五千万を出資いたしました。計三億円の資金を設定し、さらに金融機関の協力を得て十億円の融資のワクを設ける。さらに半額の利子補給をも行なつて助成策を講じておられるような次第でありまして、さらに三十七年度は、この資金を二倍に増額して、融資のワクも二十億になつておるやうであります。すでに大量の水の採取者につきましては六億円の融資の先が具体的に決定しているというやうに聞いておるのであります。このやうに自治体では転換促進に努力しておられますが、この建築物用地下水の採取の規制に関する法律の制定によつて地盤沈下の防止を確

保するといふことは、一地方の公共団体の問題ではない、すべて国土保全という大きな立場からして、国にとりましても重要な施策であるといふこと、申し上げるまでもないと思つておられます。しかも短期間に転換を完了するといふためには、国としては積極的にこの経済上の援助を行なうべきものであると考へるのであります。けれども、この点につきましても、政府当局はいかなる具体策をお持ちになつておるか、この点をはっきりとお示しを願ひまして、現在地盤沈下に悩んでおられる地方に対して安心して与えるやうな御答弁をお願いしたい、かやうに考へておるのであります。

以上、はなはだ簡単でありますけれども、三点にわたつたので御答弁をお願いいたします。

○中村国務大臣 大へんに重要な問題点につきましても御指摘をいただきまして、お答えをいたしたいと思ひます。吐出口の断面積六平方センチ以下のもので、実はストレーナーの位置、その他それによる揚水量あるいは及ぼす影響、いろいろな角度から検討いたしました結果、まずこの程度の方法で規制するのが妥当であらうといふ結論に相なりました。今日までこれらの点につきましても十分検討の任に当たつて参りました政府委員からお答えをなすべく申さざるやうにいたしましたと思ひます。

たわけでございますが、しかしながら、災害に及ぼす影響の激甚な区域につきましても、なほ短期間の短縮等をいたしまして、規制の対象になる人には気の毒であります。このやうな処置をとりましたるやうな次第でございます。

第三点の資金的な関係でございますが、これにつきましては、私も三十年度予算編成の際に最も苦慮をいたしました問題の一つでございます。何とか明確に一定の融資期間を定めまして、そこに財政投融資等の道を完全に開きまして、措置をいたしたいと考へておつたわけでございますが、構想自体も新しい構想でございますし、まだ法律もできておらない段階でございますので、三十七年度の予算編成段階におきましては十分の措置がとれなかつたわけでございます。しかし、本法の制定によりまして、これは第十六条に、要するに、国は、技術的助言や援助のほかに、資金のあっせんについても努めなければならないという訓示規定と申しますか、義務的な事項を入れておりましたので、本法が成立いたしました暁におきましては、次の年度からの措置につきまして最善を尽くしてこの趣旨に沿つていきたいと思います。こう思つておられるわけでございます。なお、具体的にはこういふ財政的援助の道、あるいは融資の道をどういふ機関にやらしたらいいかといふことも非常に問題があるわけであり、われわれ建設省としましては建設省の所管いたしております。まあビル住宅にはありませんが、住宅金融公庫等に資金をつけて、ここに貸し出し

てもらう、それにはもつとも住宅金融公庫法の一部改正をいたしまして、先般、今国会におきかして、住宅金融公庫法の一部を改正して、宅地造成の規則をする、この規制に対する資金の援助の道を住宅金融公庫に取り扱わせるやうにいたしましたので、公庫法の一部改正をお願いし、すでに法律案が成立いたしましたやうな方法によつて住宅金融公庫にさばかせるやうにすれば、所管も一つでございますし、非常に都合がいいのじゃないか、こう考へて三十六年度予算編成においてもその主張をいたしたのでございますが、本来からいへば、住宅金融公庫は住宅の資金の供給をするのが建前で、直接にどうも該当いたしませんし、また法律も制定されていない段階でございますので、いろいろな行きつ戻りつで今日に至つておられるわけでございます。本法成立後におきましては、われわれとしましては、この十六条の精神に沿つて最善を尽くす考へでおられるわけでございます。

○齋藤(常)政府委員 たいま御質問のございました中で、大臣から御答弁いただきましたことにつきまして補足的に御説明申し上げます。

第一の、六平方センチの問題でございますが、これは吐出口の断面積六平方センチ以下のものは、この法律の対象からは除いたわけでございます。このやういふやうな考へ方をいたしました根拠は、一般的に家庭等で使います、たとえば飲料用の井戸でございますとか、そういうやうなものをこの際はこの対象から除いていこうということをお考へたわけでございます。ただいまその揚水量が非常に大きいのではない

かといふお話もございましたけれども、私も、私どもが計算いたしましたところ、一日フルに揚水いたしましたとしてもせいぜい二十トン内外といふやうなことでございまして、非常に微量な水量でございます。このやうな点から考へまして、また、この六平方センチ程度の吐出口のポンプといふことになりますると、いわゆる浸潤水と申しまして、浸潤水から揚水をするといふやうな程度でしか使用できないわけでございます。浸潤水から揚水といふのは、ほとんど地盤沈下には影響がないといふ前提に立ちまして、このやうな除外をいたしたわけでございます。

それから第二の技術的基準、省令で定めます技術的基準につきまして、これが慎重に定めなければならぬといふことは、まことにごもつともなことでございます。私どももこれを規定するに際しましては、いろいろな調査を前提といたしまして、最も慎重に、具体的に決定していきたい、かやうに考へておられるわけでございます。特に大阪の場合につきましては、たいまお話もございましたやうに、二百メートル以深の場合におきましても、これが地盤変動に影響があるのではないかといふことが、最近の調査でだいぶ強くなつて参りましたので、私どもが技術的基準をきめます場合に、吐出口の断面積とそれからストレーナーの位置、この二つの点で技術的基準をきめていくわけでございますが、それを具体的にどの程度にするかといふことにつきましては、特に深さにつきましては、今お話のやうに、二百メートルよりもつと深いところでありまして、これは規制に属するといふ考へ方で参り

ます。それからの六条の二項の特例でございますが、これは、ある程度の猶予期間、実施上円滑を期するためにやむを得ないといふ角度で基本がきめられ

たいと考えております。最も具体的に話せということでございますので、私も今考えておりますのは、吐出口は二十平方センチないし三十平方センチ、その間のようなところを指定をいたしたい、それに対するストレートナーの位置は、二百五十メートルから三百メートルくらいというところを指定する適当ではなからうかと考えておりますけれども、これもさらにデータを詳細に調査いたしまして、早急に誤りのないように指定をいたしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

それから著しい地域につきましては附則第二項の特例でございますけれども、これを大阪の場合について考えてみますと、私も今一応予定しておりますのは、現在市の条例で指定となっておりますのは、東区、西区、南区、北区、それに浪速区の五区につきまして、特例の六カ月を適用いたしたいというふうに考えております。それからそのほかの、現在工業用水の関係で指定となっております福島でありますとか此花あるいは西淀川、東淀川の一部といったような地区につきましては、一年というところで指定をしたいというふうに考えておる次第でございます。

この指定に際しましては、地元と十分にまた協議をいたしましてやって参りたいと考えておる次第でございます。○加藤(高)委員 浸潤水は大して影響がないとか、いろいろお話がございますが、そうした面につきましての資料等がありましたら、この次に出していただきたい、かように考えております。

○二階堂委員 中島巖君。これで私の質問を終わります。

○中島(巖)委員 私は、別に質問ではないのですが、昨年十二月地盤沈下関係で大阪を視察いたしました、これは非常に重大な問題だというように感じました。それからまた大阪の商工会議所の会頭たちからも、この地盤沈下の問題は地下水のくみ上げが大きな原因であるから、この規制の法律を作ってくれ、こういうようなことを公式の席上で非常に要望されたわけでありまして、この法律案の提出は、むしろおそきに失している、こういうふうに考えておるわけでありまして、しかし、この法律案の細部にわたっていろいろのことは、われわれしろうとではなかなか理解のできないことでもあります。大筋としては賛成でありますけれども、こういう法律案の内部のいろいろの点について、はたしてこれが妥当であるかどうかという点について、私どもとしては、私どもとしてこれに関する知識が非常にないわけでありまして、そこで委員長に対して要望すること、国会も会期末であり、現地の諸君を呼んで事情聴取というふうなことも、期日がなくて非常に困難でありますから、当面問題になっていて、直ちにこれを適用せんならぬところは、大阪とこの東京都の深川地区じゃないかというように聞いておるわけでありまして、そこで、この法律案に關して大阪のこの適用を受ける団体とすれば、商工会議所あたりではないかと思っております。そういうようなところから、これに対する意見書を早急にとつていただきたい、こういうことを要望いたしておくわけでありまして、

以上であります。

○二階堂委員 承知いたしました。以上であります。

た。

○二階堂委員 次に、河川に関する件について調査を進めます。

○坂本委員 私は、筑後川総合開発計画の一環として行なわれております下笠・松原ダムに対する強烈な反対があるわけでありますが、今下笠ダム用地が土地収用法によって収奪されようとしておるのでありますが、この土地収用の点についても多数の不備欠陥がありますから、その点について質問をいたしたいと思っております。

その前に申し上げたいことは、下笠・松原ダムの反対は、筑後川総合開発計画そのものを云々するものではないのでありまして、建設省が公共のためと称し、すなわちダムによって筑後川の洪水を調節して、その下流の地域の洪水被害をなくそう、こう主張しておられますが、これは口実でありまして、表面上の理由にすぎない、これは発電電を加えた多目的ダムと称して、電力発電、いわゆる電源開発のためである、こういう主張が数年来の反対の闘争と申しますか、それによりまして、日本における専門科学者の注目するところとなり、その専門科学者の鑑定等によりまして明らかになりつつあるのであります。熊本県側の室原氏ら志屋部落の反対者たちは、筑後川下流住民のためにならない下笠・松原ダム計画には、祖先伝来の土地や住宅、墳墓の地を犠牲に供すべきではない、こういう理由のもとで、いわゆる下笠のダム地点、蜂之巣城に立てこもって、死んで

も不当な九地建の計画には応ずることできないと、決死の抵抗をしておる始末であります。国民の所有権すなわち財産権は、旧憲法二十七条におきましても、その所有権を侵害することはできない、こういうので、所有権を保障しておりますが、旧憲法時代は、公益という名目で、当時の軍閥、陸海軍用地、飛行場用地等々、強制的に土地の所有権を剝奪して参ったのであります。新憲法もまた、第二十九条におきまして、財産権を侵してはならないとして保障しておりますが、今回は、この憲法では、公共のためというのがありますから、この公共のためと称して強制的に剝奪して国民の所有権を剝奪しておる、こういう状態ができておるのであります。しかしながら、新憲法の民主的立場において土地収用法の改正となり、旧憲法時代に比較いたしまして、国民の所有権、保障された財産権の守護と申しますか守る立場においては、新憲法は旧憲法の比ではないのであります。しかしながら、やはり例の砂川問題、これは米軍立川飛行場の滑走路の拡張の問題で、またその反対が四、五年たつても続けられておりました、その間滑走路の構築は、砂川町の農民の土地の取り上げに対する非常な抵抗によりまして実現せずにおる始末であります。新島問題は自衛隊の射撃場の設置というところでこれまた国民の財産権が侵害されようとしており、また下笠事件も、これはいわゆる電力資本が国家権力によって、洪水調節という美名のもとに、あの阿蘇山の奥の静かな、農業、林業に従事しておる素朴な山間の部落民が侵害されて、そしてあの豊かな小国杉の植林、

山間の耕地、先祖伝来の住宅等々を剝奪されようとしておる、こういう状態にあるのであります。従いまして、今や下笠・松原多目的ダムは国家予算数十億を費やして付帯事業が進められ、先ほど申しましたような下笠ダム地点の土地の強制収用が、不当な事業認定によって熊本県収用委員会において進められておる、こういう状態でありまして、ところが一方、建設大臣を相手としますところの事業認定無効の訴訟が東京地方裁判所に提起せられて、書面上から見ても不当であるというふうなことで、わざわざ東京地方裁判所の実地検証が数回行なわれ、反対派室原氏の申請する七名の鑑定人、さらには建設省側が申請しております六名の鑑定人の鑑定書が提出される、こういうような状態にある。この問題は、冒頭に申し上げましたように、建設省の不法な計画が専門科学者によって暴露されつつあるのであります。そこで本日、九地建による下笠ダム地点の強制収用に対する事業認定申請が違法であるという観点に立ちまして、これに基づきまして正しいと主張せられる建設省の事業認定処分を究明いたしたい、かように存するわけでありまして、

そこで第一にお尋ねいたしたいことは、熊本収用委員会に提出されておる事業認定申請書を見ますと、土地収用法十六条によって事業認定がなされ、これは十八条の間違ひじゃないかと私思うのですが、事業認定申請書には十六条と書いてあります。さらにこの付属事業計画書というのがついておりますが、これを見ますといわゆる多目的ダム法第四条によるところの

本件ダム計画に基づく事業認定申請ではないか、こういふふうには考へられるのです。この点は先般昭和三十七年度予算の審議に際しまして、第四分科会において尋ねましたが、どうもはっきりいたしませんから、あらためてここにお聞きしたいのでありますが、取用法施行規則三一条による参考書類を事業認定申請書には添付されておるかどうか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○志村説明員 三十四年の九月に事業認定申請書が土地取用法第十六条の規定に基づきまして提出されておりますが、その事業認定申請書には施行規則第三条によりする添付書類は添付されております。

○坂本委員 そこでお聞きしたいのでありますが、多目的ダム法によるところの事業認定申請であれば、事業に要する経費及びその財源として特定多目的ダム建設工事特別会計によって支出されておると思ひますが、この点がただ特定多目的ダム建設工事特別会計と書いてあるだけなんです、それがはいけないと私は思うので、そういうような会計があるかどうか、会計があったならばどうしてそれを添付しなかつたか、この点をお聞きしたい。

○志村説明員 ただいまの坂本先生のお尋ねは、添付書類に書かれておる財源に関する記載が不十分ではないかという御趣旨かと存じます。事業認定申請書に財源について記載することといたしておりますのは、土地取用法で事業認定をいたします際に、当該事業を遂行する意思と能力があるかを判定する資料として重要でございます。

○志村説明員 私どもは、松原・下笠ダム関係につきましては、

ので、さような資料を記載することにいたしておるわけでございますが、本件の場合におきましては、添付書類にもございますように特定多目的ダム建設工事特別会計から支出されることので十分かと考えたわけでございます。

○坂本委員 ちょっとその前に聞きたいことがあるのですが、下笠ダム建設についての本件の事業認定の申請ですね。これは私がさうだろかとさっき言いました、多目的ダム法に基づくところのものであるかどうか、もし多目的ダム法に基づくものであれば、その基本計画がなければならぬと思うのですが、その点はいかがでございますか。

○志村説明員 この松原・下笠ダムの事業認定でございますが、土地取用法におきまして、第三条第二号に規定がございます。すなわち「河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する」ダム等の施設という規定がございます。この規定に基づきまして事業認定をいたすわけであります、それが多目的ダム法による多目的ダムかどうかということにつきましては、別個の問題と考へております。

○坂本委員 そうすると、下笠・松原ダムについては昭和三十三年度から予算がついておまして、それは特定多目的ダム建設工事の特別会計に類する、いわゆる昭和三十三年三月三十一日公布の法律第三十五号の特定多目的ダム建設工事特別会計、これで昭和三十三年度からの予算がついておると思ひますが、この点はいかがですか。

○志村説明員 土地取用法関係を担当しております私どもといたしましては、

取用法第三条第二号の河川に関する工事というふうな方とらえ方で押えております。それを認定するにあたりましては、取用法の第二十条に事業認定の要件といたしまして、当該事業を遂行する十分の意思と能力を有するかどうかという点につきましては、予算措置その他についてすでに手当ができておるというふうに考えまして、事業認定するにしかるべしと決定いたしましたわけでございます。

○坂本委員 私の聞いておるのは、下笠・松原は特定多目的ダム工事だと思ひます。ですからそうすれば特定多目的ダムの点で事業認定を受けなければならぬと思ひますが、さうするとあなたのおっしゃるのとは、その前提とするところは、下笠・松原ダムが特定多目的ダムの建築法じゃない、こういふふうにおっしゃるのですか。

○志村説明員 私が申し上げましたのは、土地取用法第三条第二号に、「河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する」ダムその他の施設という規定がございますが、この規定に妥当するものと考へたいと申し上げたわけでございます。

○坂本委員 そうしますと、土地取用法第三条第二号の工事であつて、特定ダムに基づく工事でない、こういふふうにおっしゃるのですか。

○志村説明員 特定多目的ダム法による工事であるかどうかということについては、直接土地取用法には関係ございませぬ。第三条第二号の規定に該当するかいなかという点を判断したわけでございます。

○坂本委員 特定多目的ダム法に基づく建築工事を行なつておいて、さうして

て事業認定の申請はさうでない、三条二号のダム事業認定だ、こういふふうにおっしゃるのですか。

○志村説明員 このダムは事業認定の申請書にも書いてございませぬように、主として治水の目的をもちまして計画し、副次的に発電効果をも考慮に入れた計画でございますが、さういふ趣旨に第三条第二号の規定も読めるわけでありませぬ。第三条第二号の規定に該当するかいなかというのが、土地取用法上の問題としてわれわれに課せられた問題でございますので、第三条第二号に該当するかいなかについては、該当するといふふうにお考えたわけでございます。

○坂本委員 おかしいと思ひますが、三条二号にはもちろんダムといふものはあるわけですが、しかし、それは多目的ダム法によるダムでなくて、普通の電源開発なんかのダムだと思ひます。そうするならば、電源開発もこれはやることだから、電源開発をやる会社側からもやはり事業認定の申請をしなければならぬ、こういふふうにお考えわけですが、さうじゃないのですか。と申しますのは、特定多目的ダム法による建設工事だから、それに基つて事業認定の申請をした、こうすればわかるけれども、さうでなかつたならば、この河川の方の事業認定とダムの方の事業認定と二つなければならぬと思ひます。その点いかがですか。

○志村説明員 何べんも申し上げて恐縮でございますが、三条の二号は「治水若しくは利水の目的をもって設置する」施設でございますので、二つに分ける必要はなからうと考へております。

○志村説明員 その通りと考へます。

○坂本委員 治水または利水の目的で事業認定をやられるならば、これは特定多目的ダム建設工事として建設費はやつておられる、それじゃまたダムの方については、別に事業認定がなければならぬ、ただ治水、利水だけの事業認定ではできないのじゃないか、こういふふうにお考えのようですが、その点いかがですか。

○志村説明員 治水、利水の目的をもってするダム等の施設でございますから、ダムもその中に入るといふふうにお考えしております。

○坂本委員 治水または利水の中にはダムも入る、こういふ御見解で、この下笠・松原ダムに対する事業認定は申請をし、それを許されておる、こういふことに承つていいですか。

○志村説明員 さうに考へております。

○坂本委員 それからこの事業認定の申請書は十六条だと思ひますので、その点はいかがですか。



○坂本委員 そういたしますと、十八  
条の二項の一号によって事業計画書の  
内容をつけなければならぬ、こういう  
ふうに思うのです。その事業計画書は  
土地収用法の施行規則第三条の一号に  
基づいて作らなければならないと思う  
のですが、それに基づいて作られてお  
りますか。

○志村説明員 先ほどもお答えいたし  
ましたように、添付書類は添付されて  
いると考えております。

○坂本委員 そういたしますと、ダム  
の点も含まれるとおっしゃるのです  
が、施行規則第三条第一号の場合に  
は、必ず参考書類を添付しなければな  
らない。参考書類のおもなものは、い  
わゆるダムの発電がありますから、費  
用分担、いわゆる建築費についてアロ  
ケーションの問題が参考書類として提  
出されていなければならぬと思うので  
すが、その点は添付してありますかと  
うか、そのアロケーションの、いわゆ  
る電力会社の建築費は幾らぐらいに  
なっているか、その点を承りたい。

○志村説明員 添付書類の事業に要す  
る経費及びその財源に関してござい  
ますが、先生も御承知の通り、建設工事  
費等につきまして金額をはじいており  
まして、その財源といたしましては、  
ダム建設工事特別会計によるというふ  
うにいたしましたしておりますことは、先ほど  
申し上げた通りでございますが、この  
点につきましてさらにアロケーション  
までの添付書類が要るかどうかとい  
う問題かと考えますが、こういった  
費用の一部を他の者に負担させる等の  
関係の資料を添付しなければ、当該事  
業を遂行する意思と能力があるかどう  
かを判断することができないかと申し

ますと、さようではない、さようなア  
ロケーション添付書類がなくても事業  
の認定は行なうことができるかと私も  
は解しているわけでございます。

○坂本委員 そういたしますと、そ  
ういふ添付書類はついていない。さら  
にアロケーションについてはきまってい  
るか、どうか、この点をお伺いいたし  
ます。

○山内(一)政府委員 アロケーシ  
ョンの問題でございますが、この両ダム  
は洪水調節とそれから発電、この二つ  
の目的をあわせてやるものでございま  
して、その点については、はっきりいた  
しておりますが、まだ詳細な調査はで  
きませんので、アロケーションをやる  
ためには、詳細にダムの費用が幾ら、  
それからなお発電の専用物につきまして  
詳細なそれができないと、アロケー  
ションができないのでございまして、  
費用の概略については現在の調査でわ  
かっておりますが、アロケーションの  
段階にはまだ至っていない、こういう  
状況であります。

○坂本委員 九州地方建設局が出して  
おられるパンフレットを見ると、松  
原・下笠ダム建設費は百十七億円、そ  
れからアロケーション、いわゆる事業  
所の電気事業者の負担金額は十五億  
円、こういうふうにはまだはっきりして  
ないわけですか。

○山内(一)政府委員 先ほども申し  
上げましたように、アロケーションと  
いう段階になりますと、詳細に調査し  
た結果でないとと言えないわけござい  
まして、ただいま先生の言われます数  
字は概略の工事についてやってみる  
と、大体こういうふうになるという数

字だと思えます。

〔委員長退席、田村委員長代理着  
席〕

○坂本委員 そういたしますと、百十  
七億円の国家の費用を使って、それに  
対して電気事業者が負担する金額が十  
五億ということになれば十二、三%に  
しかならぬ。そういう僅少な金額で本  
件のダムを作られる考えですか。

○山内(一)政府委員 この両ダムの  
おもな目的は、洪水調節が目的でござ  
いまして、なお発電のための余裕も多  
少考えてやられた方が経済的である、こ  
ういふ観点から計画を作っているの  
でございまして、従って十分な発電はで  
きない。そういうような従来のアロ  
ケーションの方法がございまして、い  
わゆる金額につきましては、その目的  
の占めるウェイトといえますが、それ  
によつてはきき出すべきものでござい  
ます。従つて詳細につきましても、こ  
の程度の発電の負担になるのではない  
か、こういうふうには考えます。

○坂本委員 次に、先ほどお話があり  
ました三条二号の規定ですね、下笠・  
松原ダムは、この三条二号の規定で計  
画通りのものができるとか、その  
点についてお伺いをしたいと思います。

○山内(一)政府委員 土地収用法に  
関する申請書に計画が書いてございま  
すが、大体この計画通りで見通し  
でございます。現在のところも、この  
調査の段階におきましてもこの計画に  
大きな狂いはない、こういう考えてあ  
ります。

○坂本委員 時間がたちましたから、  
先ほど質問事項でお願ひしておいたこ  
とについて聞きたいのですが、その前

に昭和三十五年二月四日に九州電力株  
式会社社長佐藤篤二郎から建設大臣村  
上勇殿あてに「下笠ダム使用権設定許  
可申請書」というのが出ていたわけで  
すが、その申請書によりまして、「下笠  
ダムに就いて別紙計画書の通り発電用  
に利用したい」と思われますので特定  
多目的ダム法施行規則第七条により関  
係図書類を添え申請いたしますので御  
許可下さいませうお願いいたします。

「それから関連してありますから、  
もう一つ、昭和三十五年二月四日付九  
州電力株式会社社長佐藤篤二郎から村  
上建設大臣あてに「下笠ダム流水占用  
許可申請書」というものが出ておりま  
して「左岸大分県日田郡中津江村大字  
栃野字ツメの平、右岸熊本県阿蘇郡小  
国町大字黒淵字鳥穴に於て貴省建設の  
下笠ダムに就いて別紙計画書の通り発  
電用に流水を占用したい」と思いま  
すので特定多目的ダム法施行規則第十  
二条により関係図書類を添え申請いた  
しますので御許可下さいませうお願  
ひいたします。それから昭和三十五年  
二月四日付の九州電力株式会社から  
同村上大臣あてに「下笠ダム河川敷  
地占用ならびに工作物新築許可申請  
書」左岸大分県日田郡中津江村大字  
野字ツメの平、右岸熊本県阿蘇郡小  
国町大字黒淵字鳥穴に於て、貴省建設の  
下笠ダムに就いて別紙計画書の通り発  
電用に河川敷を占用し工作物を新築い  
たしたいと思ひますので特定多目的ダ  
ム法施行規則第十条ならびに第十一  
条により関係図書類を添付申請いたし  
ます。この三つの申請書に、いづ  
れも関係法に基づく特定多目的ダム法  
施行規則条項は違ひますけれども、そ

の規則に基づいて関係図書類を添え申  
請いたします。こうなつておるのです  
が、その申請書にはどんな関係図書類  
を添えて申請してありますか、その点  
をお伺いしたい。

○山内(一)政府委員 ただいま先生  
の言われました申請書の内容につきま  
して、私直接見ておりませんので調べ  
てからお話し申し上げたいと思ひま  
す。ただダム使用権設定許可申請書に  
は付属調書を正式には受け取つてな  
い、こういうことになっております。

○坂本委員 下笠ダム使用権設定許可  
申請書には、図書類がついてないので  
すか。

○山内(一)政府委員 ダム使用権設  
定許可申請書には、正式にはまだつ  
いておりません。

○坂本委員 正式についていないとい  
うとどういふ意味ですか。非公式には  
ついているということですか。

○山内(一)政府委員 話の内容とし  
ては聞いておりますが、正式な書類は  
出ていないということでございます。

○坂本委員 そうしますと、ただ話を  
聞いただけですから――添付書類とい  
うのは書類をつけて出すのが添付書類  
ですね。そうすると添付書類のついて  
いない申請書を建設省は受理された、  
こういうことになると思ふのですが、  
その点いかがですか。

○鮎川説明員 先ほど河川局長から答  
えましたような状況で、正式の添付書  
類がついておりませんので、建設省と  
いたしましては、施行規則による手続  
を全部終了いたしておりますので、

正式に受領いたしましたとは考えていないわけですが、そういう意思表示があつたというふうに私もは考えておるわけでございます。

○坂本委員 そういたしますと、下笠ダム使用権設定許可申請書という私がさつき読み上げましたその文書は出ていますか。そしてその文書の内容である特定多目的ダム法施行規則第七条により関係書類を添えて申請いたしますのでという、この関係書類はついていない。ついていないのを受け付けておる、こういうことになるのですか。

○鮎川説明員 内容についてはお話の通りでございます。従いまして、正式な受理には至っていないという段階でございます。

○坂本委員 正式の受理になっていないというのは、どういう意味ですか。預かる意味ですか。その点はつきりしてもらいたい。

○鮎川説明員 施行規則の第七条による要件を全部満たしていないので、そういうものはいわゆる要件を満たしていない書類でございますので、そういう書類を完全な書類としては受理していません。ただし、そういう意思表示があつたということが考えられるということでございます。

○坂本委員 そういたしますと、昭和三十五年二月四日に九州電力株式会社社長佐藤篤二郎からこういう意思表示があつた、そういう意味でこの書類を受け付けておる、こういうことですか。

○鮎川説明員 書類の受付はいたしておりますけれども、書類としての要件を備えていないというふうに考えておるわけでございます。

るわけでございます。

○坂本委員 そういたしますと、書類としての要件を備えていない書類を受け付けておる、そういうことができませんか。そういうことができない法的根拠はどこにあるのですか。

○鮎川説明員 受付というのには法律上の問題ではなくして、いわゆる受理はいたしておるわけでございますが、いわゆる法律上の効果を発生する書類としては受け取っていないというふうに申し上げたわけでございます。

○坂本委員 役所がそういうあいまいな書類の処置ができると思うのですか。またそういうことができる規則か何かがあるわけですか。あつたらその根拠を承りたい。

○鮎川説明員 私どもは、この書類につきましては将来において完成さるべき内容を持つべきものであるというふうに考えておるわけでございます。その付属書類等が必要な場合はそれを十分に補充していただくということを考えなければならぬわけでございます。従いまして、全部完成しない前に部分的なものとして受理してはいけな

いかどうかという点は、これは必ずしもそうは言えないのではないかとはいふに考えておるわけでございます。

○坂本委員 そういふことが役所としてできる法的根拠はどこにあるか、それを聞いておるのです。

○鮎川説明員 これは法的根拠と申しますか、そういう点についてのお答えを申し上げるわけでございますが、いわゆる書類としては不完全な書類であるという点はいかなる場合にもあ

るわけでありませぬか、そういうものは受理をいたしませんけれども、それは完全な要件を備えていないので、将来にそれを十分に補備していただくということがあるわけでありませぬか、そういうことを待つて、そういう際には完全な書類として受け付けるべきではないかというふうに考えておるわけでございます。

○坂本委員 昭和三十五年二月四日です。受理されたのは、もうすでに二年以上もたつていまして、そういう不備な書類をただ受理しておく。受理しておくという法的根拠もわからぬで、二年半もそうして放置して受け付けておる。さらに書面によりまして、関係書類を添え申請いたしますというのだから、添えなかつた書類ならば受理されるわけにいかぬと思う。備えておる書類の内容が、十枚のうち一、二枚足りないとか、そういうのはあとで補充せよとかどうか、そういう点なら了解できるけれども、関係書類を添え申請いたしますという申請書にそれがついていない、それをあとで補充させる、しかも二年以上もそれを放置する、それはどういふわけですか。建設省はそういうことをしていいわけですか。

○鮎川説明員 御指摘のように、関係書類は十分に整っていないわけでございますが、この整っていないのは、御承知のようにまだダム建設の全体につきま

す調査等、現在実施しておる段階でございます。全部その調査等が済みますと、そういう点につきま

す書類も完備するわけでございます。従いまして、そういう書類が完備いたしましたし、初めてこのダム使用権設定の申請書類として完備するわけでございます。しかし現在のところは、そういう

添付書類がしておりますので、私どももいたしましたし、その正式な要件を満たした書類としては受け取っていない、ただそういう意図を持つ内容を示しておる書類として受け取っておる、こういうふうに考えておるわけでございます。

○坂本委員 くだいようだからよしますが、最後にだめを押しますが、関係書類を添え申請いたしますという以上は、その書類が現にないというの

は、これは受け付けるべきじゃないし、その書類を、九電側でできた場合に出したら、そのとき受け付けたらいいと思うのです。それを建設省が受け付けておる、これに非常に不審を持つわけなんです。ですから、そういう書類を受け付けていいという法的根拠があるかどうか、さらに二年以上も放置してあるのをそのままいいかどうか、その点をもう一つ最後に聞きおきます。

○鮎川説明員 たびたび同様な内容のお答えになって恐縮でございますが、建設省といたしましては、いわゆる特定ダム法施行規則の第七条による正式な要件を備えた書類としては受け取っていない、こういうふうに申し上げておるわけでございます。ただ、そういう正式な要件を備えていない書類としては、これが法律上の関係はございませぬけれども、そういう意思表示があつたものとしてこれを受理しておる、こういうふうに申し上げておるわけでございます。

○中島委員 関連して。僕は下笠ダムのことについてはあまり詳しくないのですが、一言関連質問させていただきます。下笠ダムは建設

省でやっておる直轄の多目的ダム工事である、こういうふうに考えるわけですか。そこで今問題になりました下笠ダム流水占用許可申請書、これですが、これは何法の何条によってこういう書類を出すわけなのか、その点伺いたいと思ふのです。

○鮎川説明員 ただいまの御質問の要点に即したお答えにならないかと思ひますが、下笠ダムの建設工事は何法によるものかという点についてお答え申し上げます。これは特定多目的ダムは特定多目的ダム法によりまして、河川法による工事であるわけでございます。従いまして、河川法によりましては河川の特例を定めておるわけでございます。従つて、その河川法と特例法によって仕事をやっておるわけでございます。

○中島委員 関連質問であります。どうか程度にお伺いいたします。おそれる建設省の方でこのダムの本体の設置その他を行なうと思ふのです。その場合において一番最初に基本になるのは、堰規規則によって書類なんかを提出しなければならぬ、こういうふうに考えるわけなんです。そこででき上がつた本体をいわゆるアロケーション方式によって電力会社に負担さしめて、そして電力会社の方へその工作物を占有させる。これはいつも占有に対して、ダムの調節なんかに対してたびたび問題になるのでありますけれども、そこで、それまでの経過はどういうふうになっておるかということ、河川局長から、大ざっぱでいいから説明をお聞きしたいし、それから次長から

どうなればならぬ程度にお伺いいたします。おそれる建設省の方でこのダムの本体の設置その他を行なうと思ふのです。その場合において一番最初に基本になるのは、堰規規則によって書類なんかを提出しなければならぬ、こういうふうに考えるわけなんです。そこででき上がつた本体をいわゆるアロケーション方式によって電力会社に負担さしめて、そして電力会社の方へその工作物を占有させる。これはいつも占有に対して、ダムの調節なんかに対してたびたび問題になるのでありますけれども、そこで、それまでの経過はどういうふうになっておるかということ、河川局長から、大ざっぱでいいから説明をお聞きしたいし、それから次長から

も、今問題になっておる下笠ダムの流水占用の許可、これはおそく多目的ダム法が何かにあるのだからと思うけれども、僕は不敏にして知らないのですが、こういう書類は何法の何条によつて提出せぬ書類であるか、このことだけをお伺いしたい、こう思うわけです。

○山内(一郎)政府委員 この松原・下笠ダムにつきましては、昭和三十三年度から事業を実施しているのですが、御承知のように現在の段階は、非常に地元の一部の反対がございまして、まだ本工事といふところまでは至っておりません。いわゆる準備工事の段階で、工用道路の整備とか、そういうようなことをやっている段階でございます。

○鮎川説明員 流水占用許可につきましては、特定多目的ダム法の第三条によりまして、河川法十八条の規定による流水の占用の許可が必要になるといふわけでございます。

○坂本委員 さっきの御答弁では、今度は「下笠ダム流水占用許可申請書」と「下笠ダム河川敷地占有ならびに工物新築許可申請書」、これには関係図書類の付属書類がついていないかどうかからぬ、こういうことでございますね。

○山内(一郎)政府委員 ただいま私が承知いたしておりますので、よく調べてからお答え申し上げたいと思っております。

○坂本委員 これはおそくまでついでにないと思うのです。また聞くところによると、ついでおるけれども、今これを出すと、百十七億も国民の税金を使つてダムを作る、しかし電力会社

には十五億、わずかなあれしかできない。基本計画もつけて出しているけれども、出すと、やはりこのダムは洪水(節調)のダムでなくて電力会社のための電源開発のダムだ、こういうふうにいわれるから、わざと引込めておるんじゃないか、こういうふうにいわれておるのです。これは真実かどうか私もわかりませんが、これは特定多目的ダム法によつて基本計画ができていなければならぬはずだ。できていなければ工事を進めるわけにいかぬと思う。ですから私は五月七日までの国会の間に、もう一回委員会におきまして、基本計画の点と、今申し上げました付属書類の点、これを一つお聞きしたいと思つておるから、調査しておいていただきたいと思つておる。

時間がありませんから、さつき時日の点について、書面をやっておきましたから、その点について三點ばかりございまして、お許し願いたいと思つておる。

第一は津江川。これは板原部落までは津江川というので、それから上流は鯛生川——鯛生金山の鯛生川。それから中津江の村。上野田川、川原川の二つの川は上津江の村がある。この四つの川が直轄あるいは適用河川となつたが、建設省が告示を官報に掲載された年月日、これをお聞きしたい。

○山内(一郎)政府委員 これらの川につきましては、河川法の第四条の支派川の認定によりまして、大分県の告示として昭和三十四年八月十七日、この日から適用河川になっております。

○坂本委員 そうすると、これはやはり規定に基づいて官報に掲載してあるのですか。

○山内(一郎)政府委員 規定に基づいて掲載してございます。

○坂本委員 次は、河川法による直轄工事——先ほどお話があったわけですが、これはいつから直轄工事に入れたか、それから直轄工事の予算は、調査予算であるか、工事予算であるか、この点いかがですか。

○山内(一郎)政府委員 ダムが二つございまして、下笠ダムは昭和三十四年八月二十日、松原ダムにつきましては三十三年度四月十六日、告示になっております。

予算につきましては、昭和三十三年度から予算がついております。

○坂本委員 その三十三年度からの予算は、工事予算ですか、いかがですか。

○山内(一郎)政府委員 正確には、ちょっと調べないとわかりませんが、三十三年度から工事予算だと思つておる。

○坂本委員 この予算は、特定多目的ダム建設工事の特別会計の財源としてこれを支出しておられるかどうか、その点を伺いたい。

○山内(一郎)政府委員 三十三年度から、ダム特別会計の予算として計上されております。

○坂本委員 それから、松原・下笠ダム計画は、現在の状態では、河川法による直轄工事としてやっているものであるか、あるいは特定多目的ダム法によるダム工事か、この点どちらですか。

○山内(一郎)政府委員 御承知のように、特定多目的ダム法は河川法の特例でございますので、いろいろ段階におきまして、工事の法律に基づく手続に

おきまして、完全に多目的ダム法の手続が終わつておるかどうか、こういう点については多目的ダム法に完全になつておるかどうかという点の問題があると思つておるが、河川工事であることはもう間違いないと思つておる。

なお、多目的ダム法の第二条の定義にも、多目的ダムとは云々といふことによつておるが、その後の基本計画、アロケーションの問題、そういうところにはまだ入つてないという段階でございます。

○坂本委員 最後に一言お聞きしたいのは、アロケーションの問題ですが、特定多目的ダム法による工事だとして、建設大臣が徴収する受益者負担金、第十四条第一項の規定による借入金並びに付属雑収入をもつてその借入金とし、多目的ダム建設工事に要する費用、事務取扱い費、同法の規定による借入金の償還金及び利子、法第十二条の規定による還付金並びに付属費をもちましてその歳出とする、こういうふうにありますから、先ほどおっしゃつたように、本件工事が多目的建設ダム工事の特別会計としてやっておられるということになれば、当然アロケーションの事業者の負担金がすでに定まつて、その負担金の徴収がなされておるわけばならぬ、こういうふうにおもつておるが、その点はなされておるかどうか。なされておるならば、どういふ金額あるいは比率でなされておるか、その点お尋ねしたい。

○山内(一郎)政府委員 先ほど申し上げましたように、まだアロケーションもきまつておりませんが、受益者の負担金は入っております。従つてそ

れがなければ多目的ダム法によるダムではないのではないか、そういうふうにはおもつておるが、そういう点の問題があると思つておる。ただ河川工事であることは間違いない。完全にこの多目的ダム法による手続が完了して初めて多目的ダムといふのかどうかといふことになれば、まだそこには至っていない、こういうふうにおもつておるわけでございます。

○坂本委員 そういうふうにはまだどちらかわからないのに、将来は特定多目的ダム法によつて発電をやる。まだアロケーションもきまつていない段階でダム地点に対する事業認定をして、その地点だけの国民の土地を収奪するといふことはできないのじゃないか、こういうふうにおもつておるが、その点いかがですか。

○山内(一郎)政府委員 工事が何法によつてやられて、どういふ法的根拠でそういう土地収用とか何とかができるかという点になれば、これは河川事業であることは間違いないのでございまして、従つて河川法によつておる、こういうふうにおもつておる。

○坂本委員 河川法によつておるというのですが、本件は下笠・松原ダムの特定多目的ダムとして工事が進められて、法的にはそういうふうになつていないけれども、そういうことで進められておるのでしょうか。しかし、その要件が整つておらずに、ただ河川法に基づいてそのダム地点の土地を土地収用法で収奪する。これはもつてはかであつて、できないことであるし、またいふ言つてもこれは権利の乱用じゃないか、こういうふうにおもつておるが、そういう点についてはいかがですか。

第一類第十二号 建設委員会議録第十五号 昭和三十七年四月十一日

○志村説明員 坂本先生御存じのよう  
に、土地収用法によりまして、事業を認  
定する要件といたしまして、第二十条  
の各号がござりますが、その中の起業  
者が事業を遂行する十分な意思と能力  
を有するものであるかどうかという点  
についての御疑念かと思うのでありま  
すが、先ほど申し上げましたように、  
アロケーションがござりまするでも、  
国の予算といたしましては、はたして国  
の直轄でやるのに能力があるかどうか  
というふうに考えますと、アロケー  
ションがござりまするでなくても十分能力  
があると判定できるのではないかと  
いうふうに考えた次第でござりまする。

なおこの第二号につきましては、先  
生も御承知の通り、国といったような  
当然信用できる事業主体についてまで  
こういった要件が必要かどうか、必要  
でないのじやないかというくらい、学  
者の意見もあるようでござりますが、  
今回の場合につきましては、国だから  
ということではなく、特別会計の中に  
おいて国として十分予算措置をする  
という建前になっておりますので、この  
条項に該当するものと考えておるわけ  
であります。

○坂本委員 国がやるからというあな  
たたちの考えがいけないのです。国が  
やるうとしておるのは、筑後川下流百  
万の農民の洪水調節にならぬじやない  
ですか。それよりも、電力会社の発電  
のために下笠・松原にしわ寄せして高  
堰堤のダムを作る、そこに大きい疑問  
があるから志屋が反対しているわけで  
す。だから問題は、筑後川上流は二つ  
の大きい玖珠川と大山川とに分かれて  
いて、その洪水を調節して下流の水害  
をなくそうとするわけでしょう。それ

を片一方の大山川の下笠・松原だけに  
高堰堤のダムを作つて——ほかにパッ  
ク・ウォーターとかいろいろの問題が  
あります。また地質の問題とかいろ  
いろありますけれども、そういう点は  
きょう時間がないから申し上げませ  
んが、その二つにしばつてそこにやるか  
ら、あそこよりつばな小国の杉の植林  
のいいところも水没させ、そして学校  
が二カ所、先祖代々の三百戸の水没が  
できるでしょう。そういうところをせ  
ぬでも、ほかにもつと砂防ダムを強化  
させてやるということが学者の意見で  
も出ておるのに、そうせずに、電源に  
対する基本事業計画も示さずに、アロ  
ケーションの問題もあまいにして、ア  
ロケーションの問題もあまいにして、  
そうしてダムの工事だけどんどん進め  
て、すでにそのダム地点の土地を事業  
認定によって収用して収奪しようとな  
る、そこに大きな問題があるわけなん  
です。だから国の仕事だからといって  
全部信頼できないが、本件に関しては  
絶対信用ができない。科学的にも下流  
の洪水調節というのにはなかなかできな  
いわけです。それを君たち、反対する  
ならそのダム予定地の土地だけを強制  
収用で取つて追つ払つて勝手にやる  
ぞ、あとはそのダムがバック・ウォー  
ターその他でどうなるかと、計数上は  
こうしております、ああしてあります  
といつて、作つた先のこととは考えず  
に、どんどんやるから、先のことまで考  
えて、国の九地建のやつておられるこの  
ダム工事が真に公益のためであるかと  
いう点に大きい疑点があるから反対闘  
争が起きているわけです。私なども、  
この熊本県の志屋部落の方々がそうい  
う考え方に立つて熱心に、また自分の  
生命をかけて反対しておるから、なる

ほど、しかも科学者のりつばな鑑定も  
出て、必ずしもあそこ二カ所に高堰  
堤を作るべきでない、高堰堤を作つた  
らさらに熊本県の杖立温泉もバック・  
ウォーターによって水害をこうむる、  
そういう観点まで出てきておる状態に  
あるわけですか。ですからまだ事業認定  
が無効になるかどうか、裁判にもなっ  
ていないのに、事業認定をやつて、そ  
して熊本県の土地収用委員会にハッパ  
をかけて、土地収用委員会に二回は  
公平にそれを進行しようとしたら、事  
業認定を建設省がやつておるのを何  
ぐずぐずするか、こういうことをやる  
と承知しないぞと言つてきつては強引  
にやろうとし、またそれに収用委員会  
が乗つてきたから混乱が生じてきてい  
るわけです。そういう問題を考えず  
に、ただ国がやるから正しいのだ、ア  
ロケーションもできていないが、予算  
もついているから間違いないのだ、ど  
んどん進めるのだ——それじゃ私は国  
民のための九地建の事業じゃないと  
思ふのです。だから今両方から鑑定人  
が出て、やはり裁判所も疑いを持って、  
実地検証をやるし、さらに鑑定人も双  
方任命をしてやつておるのだから、そ  
ういうことを待たずに、もし敗訴でも  
してしまえば大へんだから、早いうち  
に事業認定で収用してあの蜂の巣の土  
地をとつてしまえ、そういうふうな強  
引にやつておられるのじやないか。  
私の郷土であり、私の選挙区である  
ところのあの志屋部落の人がそのよう  
な重大な疑問を持つて、その疑問に  
対して九地建が納得するようないふ  
にやるから、私たちは彼らとともに  
決然立つてやつておるわけなんです。  
ですから、そういうところはもう少し

慎重にされて、単なる書面の問題にし  
ても、添付書類をつけて出さなければ  
ならぬ書類を、添付書類がないのを受  
け付けておいて、そういうような意思  
表示があったことのために受け付けて  
おります。二年以上もほらつておい  
て、付属書類を出さないのをまだその  
ままにして言ひわけをするというの  
は、建設省は九地建の代弁者じやない  
か、こういうふうな言ひわけでも私は  
むを得ないのじやないかと思ふん  
です。ですから、国家の権力でやるべき  
でない。せつかく行政事件訴訟特例法  
という法律があつて、その行政事件訴  
訟特例法に基づいて事業認定の無効確  
認の訴訟が提起されておるわけです。  
それが少なくとも一審の判決が片づく  
くらいまでは、土地収用法という権力  
に基づいて国家がそのダム地点の土地  
を剝奪せぬでもないのじやないかと思  
ふのです。どうです、そういう点も少  
し——まだこのダム建設は五、六年か  
かるでしょう。もう少しやほり反対者  
が納得いくように、少なくとも判決の  
出るくらいまでは静観をして、そして  
もし判決で負けたならば、調査をやり  
直して、ほんとうの筑後川の総合開発  
をやるべきだと思ふのです。筑後川総  
合開発には決して反対じやないの  
です。しかし総合開発という名前で、あ  
の松原・下笠の二つの高堰堤のダムを  
作つて、そしてそこを水没さしてしま  
う。これは重大な問題ですよ。もう少  
し善処して、納得のいくような方法を  
とつて、建設省が始めたのだから必ず  
やらなければならぬというふうな旧憲  
法時代の考えは捨てて、強引にやら  
ず、民主的な方法でやるというふうな  
お考えはないですか、どうですか。こ

これは大臣に聞かなければならぬこと  
ですが、大臣はお帰りになつたから、責  
任者たる河川局長、いかがですか。

○志村説明員 先ほど先生の御質問の  
中で、私の申し上げました言葉が足ら  
なかつたために誤解があつたのではな  
いかと存じますので、訂正させていただきます。  
認定の要件については先ほど申し上げ  
ましたのは、国が事業をやるからには事  
業認定の要件は何も考える必要はない  
と申し上げたのはござりませぬ。二十  
条の二号に書かれてござりまする  
すように、予算措置等につきまして  
は、一部の学説では、国が予算まで組  
んでやつていくなら、それはあらため  
て検討して、はたしてそれだけの金  
が出るかどうかというふうなことで  
調べる必要はないのじやないかとい  
う意見もあると申し上げただけでござ  
ります。その他の要件については、国が  
やるから一切正しいのだというふうな  
建前を申し上げたわけではござりませ  
ん。

それから次に収用委員会の問題で  
ござりますが、先生もよく御存じの通  
り、収用委員会は土地収用法で準司法  
的な独立の機関でござりまして、収用  
法を担当いたしておりますわれわれと  
いたしまして、収用委員会にこうせ  
いあせいといふようなことは申し上  
げることにはいかなないのでござりま  
す。収用委員会が独自の立場において  
審議をする建前になっておるというこ  
とだけを申し上げておきます。

○坂本委員 九地建は、おとといで  
すか、二日前に九地建の局長室に新聞記  
者を集めまして、総務部長が、東京の  
裁判も五月ごろには片づくであらう、

これは大臣に聞かなければならぬこと  
ですが、大臣はお帰りになつたから、責  
任者たる河川局長、いかがですか。

○志村説明員 先ほど先生の御質問の  
中で、私の申し上げました言葉が足ら  
なかつたために誤解があつたのではな  
いかと存じますので、訂正させていただきます。  
認定の要件については先ほど申し上げ  
ましたのは、国が事業をやるからには事  
業認定の要件は何も考える必要はない  
と申し上げたのはござりませぬ。二十  
条の二号に書かれてござりまする  
すように、予算措置等につきまして  
は、一部の学説では、国が予算まで組  
んでやつていくなら、それはあらため  
て検討して、はたしてそれだけの金  
が出るかどうかというふうなことで  
調べる必要はないのじやないかとい  
う意見もあると申し上げただけでござ  
ります。その他の要件については、国が  
やるから一切正しいのだというふうな  
建前を申し上げたわけではござりませ  
ん。

熊本の収用委員会は二度もやって何もしない、関連のないことばかりやる、だから上申書を出して今度は強行するのだ、こういう新聞記者発表をしまして、熊本は収用委員会には上申書を出して、そして収用委員会も土地収用のこととか、こむずかしい多目的ダムの関係、アロケーションの問題等、わからないから、庄司弁護士からその点を詳しく説明して、そして足りない書類があるからそういうものを出させる。われわれの考えでは、その書類を完備しなければこれは却下すべきだという考えを持っておられますけれども、それが考えましても補充させる。補充したら、進めよう。そういう点までやるうとしておるのに、委員長は今度は中野という弁護士の委員にかわりまして、その人が間髪を入れず、九地建に説明を許します。こつちがそれはこの前と話が違うじゃないですか、実質審理に入る前に形式的に審理してもらうことがあるからそれをやりたいと言ったのに、委員長は庄司弁護士に、それじゃ次回にそれをやりなさいということでおとしいになっておる。それをその質問は許しません。そんなことがあるかといつて混乱をしている。そうすると片一方は、九地建の方は、そういう混乱をしても聞かぬでも聞かぬでもない、われわれはただしゃべればいいというところをやった。だからたまりかねて途中でその発言を中止して、庄司弁護士の陳述に移ったわけです。そういう新聞記者会見といひ、上申書を出して熊本県の収用委員の係と打ち合わせしておいて、間髪を入れずにそういうふうに強行する。だから、あなたがいかに予算の措置があるから、そういう

点もあるから安心しろと言つても、九地建のやること自体がすべてそういうことであるから、客観的に見てそうなつてくるわけです。だから、そういうことのないように、反対する人は、みずから自分がそういうふうな水没してなくなる、あの長年育て上げて、よそよりも倍も大きくなる小国杉の植林が水没してしまふ、そういうことを考えたらならば、そういうような強引な方法はやらずに、もっと合理的に、たとい一年、一年半、二年ぐらいは延びても、合理的にやつてこそ私はいつぱな工事ができるのではないかと思つてます。今のやり方はあまりにも三百代言式であり、やることは全く強引なんです。ですから、そういう点についてもっと合理的に善処されることはないか。これは大臣がおられませんか。局長の御意見を一つ承つておきたい。

○山内(一)政府委員 松原・下笠ダムにつきまして、われわれが一番いいのではなからうかという計画のもとに一部準備を始めているわけですが、いろいろ先生も言われましたように、ほかの玖珠川にダムができるかどうか、あるいは砂防工事の点とか、いろいろ御批判がござります。その点につきましては、そのたびごとにいろいろ検討いたしました。われわれの計画がどこか間違っているかどうかという反省をしてやっている段階でござります。今のところそういう点もござりませんので、従来の線に沿っているわけでございますが、ただいま御指摘の九州地建が熊本土地収用委員会でどういうことをやっているか、よく調べまして、もし行き過ぎというふうな点がございましたら、よく考えて慎重

にやつて参りたい、こういうふうな考へておるわけでござります。

○坂本委員 どうもおそくまでありがとうござりました。本日の建設省の御答弁もありましたように、まだ資料のわからない点—なお、これはほんとうに部落の方々の心情を察しますと、やはりこの国会の開会中にこの委員会を通じて問題の真相を明らかにしていくと同時に、やはりわれわれは国家の政策が間違っていたならば、これを改むるにはばかるなれでございまして、この問題はさらにお聞きしたい点もありませんので、今月の末にでもぜひもう一回委員会を開いていただいて、事実を明らかにする機会を作つていただくことをお願いして質問を終つておきたいと思います。

○田村委員長代理 次会は、来たる十三日金曜日午前十時理事會、同三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時一分散會



第一類第十二号 建設委員会會議録第十五号 昭和三十七年四月十一日

昭和三十七年四月十六日印刷

昭和三十七年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局